

2022年 11月 8日

坂戸市長  
石川 清 様

## 中小業者への施策を拡充し、地域経済の振興を求める要請書

埼玉県商工団体連合会  
会 長 岩瀬 晃司  
埼玉県さいたま市中央区下落合 7-11-7

坂戸民主商工会  
会 長 西村 利弥  
埼玉県坂戸市千代田 4-14-4

### 【要請趣旨】

日頃より、地域の中小業者の経営と地域経済の振興のために、ご尽力いただき感謝しております。

依然として収束が見通せない新型コロナウイルス感染症拡大第7波と言われる拡大となり、市民生活に大きな不安をもたらすとともに多くの事業者の営業と暮らしに危機的な打撃を与えています。

中小企業・業者は地域で営業をすると同時に地域の生活者であり、祭りや伝統行事をはじめ地域のコミュニティーを担い、消防団や見守りなどの防災・防犯にも貢献しており、地域経済の要であると言っても過言ではありません。

コロナ危機打開は営業と暮らしを守るため、医療・検査体制の充実や営業や暮らしを守る抜本的な施策が重要と考えます。

また、国の施策として適格請求書等保存方式(通称インボイス制度)が2023年10月から実施されることとなっております。つきましては下記事項について要請いたします。

### 【要請事項】

#### 1、新型コロナ対策について

- ① だれでも、何回でもPCR検査が受けられるようにしてください。
- ② 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、事業者への支援金を創設してください。
- ③ 鶴ヶ島市と協力して、坂戸鶴ヶ島水道企業団の水道代の減免を検討して

ください。

- ④ 坂戸鶴ヶ島水道企業団の随意契約に小規模事業者が参加できるよう働きかけて下さい。

## 2、地域経済振興について

- ① 近隣市町に大型ショッピングモールが隣接し坂戸市の中心市街地の空洞化の懸念は現実には起きています。坂戸市商工業ビジョン審議会が再び開催されるようですが、どのような構想で臨まれるのかお聞かせ下さい。
- ② 小規模基本法を活かした小規模企業振興基本条例を制定し、恒常的な住宅リフォーム補助制度や商店リニューアル助成制度を創設して下さい。
- ③ 地域の中小業者に公正取引・適正単価を、労働者には適正賃金保証するために公契約条例を制定して下さい。
- ④ 老朽インフラの整備、災害時の復旧・復興計画に地元中小業者を位置づけて下さい。
- ⑤ コロナ禍により地域経済は疲弊し、中小業者の営業と暮らしは深刻な状況です。自治体独自の支援策に取り組むとともに、国にも持続化給付金の再給付など営業を継続する支援の実施を要望して下さい。
- ⑥ 小規模事業者登録制度を活用した経済効果のある施策を考えて下さい。

## 3、金融政策について

- ① コロナ感染の収束が見通せない中で、中小事業者の資金繰りは困難を来しています。コロナ感染症対策特別貸付等の「据え置き」期間が終了し返済が始まる事業者が出てきています。融資申し込みや条件変更等に柔軟に対応するよう金融機関へ要請して下さい。
- ② 経営安定化資金（セーフティネット）を継続・拡充するよう国に要望して下さい。セーフティネット保証5号の部分保証（80%）をやめ、政府による信用保証協会「特別小口」の部分保証化への動きに反対を表明して下さい。
- ③ 「中小企業信用保険法施行規則第5条2項」は、国民健康保険税を要件にしていません。自治体融資制度の利用にあたって国保税の完納を要件にしないでください。また、昨年の埼商連との懇談で信用保証協会は、市県民税を滞納があっても、徴収猶予や分割納付等の対応がとられている場合は、融資の対象となり得るとしています。滞納がある場合でも一律に融資受付を拒絶することはしないでください。

## 4、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険について

- ① コロナ減免について、申請期間や減免の対象期間を延長・拡大し、本年度中（2023年3月）までに受理した申請について、2022年2月に遡及して減免することを維持してください。後期高齢者保健にも適用するよう関係機関に働きかけて下さい。

埼玉県は減免対象を「世帯主」に限定せず、「生計維持者」とすることを可としています。減免対象者を「生計維持者」としてください。  
次年度についても減免制度を継続するよう国に要望してください。
- ② コロナ対策の傷病手当金を被用者に限定せず、事業主も対象にしてください。
- ③ 申請者に過剰な書類の提出を求めるなど、負担を与えないよう申請受理にあたって柔軟な対応を求めます。後期高齢者医療保険、介護保険についても同様の対応をするよう働きかけてください。
- ④ 国保都道府県化に伴い、市町村の「法定外繰入」を「赤字」と位置づけ、削減・解消をすることが強められます。払える国保税にするためには「法定外繰入」は必要です。法定外繰入を認めるよう国・県へ要請してください。
- ⑤ 国保税法第77条に基づき、「生活保護の1.5倍」などに設定した申請減免制度を創設してください。
- ⑥ 資格証明書・短期保険証は発行しないでください。
- ⑦ 国保税滞納を理由に、44条減免、高額療養費や限度額申請を認めないなど、医療を受ける権利を侵す制限は行わないでください。
- ⑧ 75歳以上の高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」廃止を求めるとともに、窓口負担2倍化の撤回を国に働きかけてください
- ⑨ 特定検診に三大疾病に関する検診を追加できるように関係機関に働きかけて下さい。また、同時に行われる追加検診受診者への補助を増額し負担の軽減を検討して下さい。
- ⑩ 政府は紙の健康保険証を2024年秋にも原則廃止する方向で調整していて、マイナンバーカードと一体化するようですが、撤回を申し入れてください。

## 5、地方税（住民税や固定資産税、国保税など）について

- ① 営業自粛への補償である、国や地方自治体のコロナ対策の支援金、給付金等への課税はしないよう国に要請してください。
- ② 地方税の滞納処分に対して、実態を無視した強権的な徴収をやめるよう求めます。「換価の猶予」や「納税の猶予」制度など納税緩和措置を使いやすい内容にするとともに十分な周知が図られるよう対応して下さい。
- ③ 子ども手当や学資保険など事業とは関係のない入金、国・県のコロナ支援策の入金が行われた預貯金口座の差押えはしないこと。
- ④ 国税庁は納税者の金融取引情報の照会・回答のオンライン化を、民間企

業の（株）NTT データが預貯金等照会業務サービス「ピピットリンク」を提供して行っており、埼玉県内でも運用を開始している金融機関もあります。金融取引の照会・回答のデジタル化は、照会に客観的な必要性があるのか十分に精査されずに行われる可能性があり、また納税者の金融プライバシーが侵害される恐れがあり、調査の手続き上も問題がある「ピピットリンク」の運用はしないでください。

## 6、消費税率引き下げ・インボイス制度中止について

消費税率が 10%に増税され、コロナ感染症拡大、物価の高騰により、国民総生産（GDP）はリーマンショックを上回る落ち込みとなっています。中小業者は消費税の転嫁が保障されず、消費税は多大な負担です。

- 埼玉県議会でも令和 2 年 2 月議会で新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策を求め、「一定の期間を定めて軽減税率を 0%とし、全品目を軽減税率」とする意見書が採択されています。消費税率を引き下げよう国に要請してください。

来年 10 月から開始される「適格請求書保存方式」（インボイス制度）は、個人事業者やフリーランスを含む、インボイスを交付できない約 424 万者の免税事業者が商取引から排除され、「自ら課税事業者になり多額の納税をするか、廃業するか」の選択を迫られます。国にインボイス制度中止を要請してください。

- ① 小規模事業者やインボイス非登録者を入札から排除することはやめてください。
- ② 坂戸鶴ヶ島水道企業団や坂戸鶴ヶ島下水道組合等の入札にも同様の要請を行ってください。

## 7、マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、中小業者にとっては経済的、罰則適用など過大な負担が増大します。また、プライバシーの漏えいやなりすましなどの危険性を完全に回避できません。各種申請において窓口でのマイナンバー記入の強要はしないでください。マイナンバーを記載しないことで不利益が生じないよう徹底してください。

マイナンバー制度は中止・廃止するよう国に要望し、国民健康保険証や運転免許証などの利用拡大に反対してください。

## 8、所得税法第 56 条について

家族従業者の労賃を認めない所得税法第56条は、家族専従者の個人としての人権を認めず、「法の下での平等」に反しています。家族専従者の8割が女性であることから国連の女性差別撤廃委員会から、「家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と日本政府に勧告が出されました。「ジェンダー平等」により1人の人間として人格・人権が認められるよう、所得税法第56条を廃止するよう国に働きかけてください。

以上のとおり、要請致します。尚、ご回答は11月25日をめどにご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、ご回答後懇談の機会を設けていただきますようお願いいたします。

敬具